

令和元年11月14日
教育委員会定例会資料
教育部教育総務課

立川市第3次学校教育振興基本計画 (素案の案)

令和元(2019)年
立川市教育委員会

目 次

第1章 はじめに	2
1 計画の目的	2
2 計画策定の経緯	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3
第2章 計画策定にあたって	4
1 国や東京都の動き	4
2 立川市の学校教育を取り巻く状況	9
3 立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況	11
第3章 計画の体系	22
1 計画の方向性	22
2 計画の基本方針	<u>24</u>
3 計画の体系図	25
第4章 事業の展開と今後の方向性	27
基本方針1 学校教育の充実	27
基本施策1～基本施策3	
基本方針2 教育支援と教育環境の充実	36
基本施策4～基本施策6	
基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	46
基本施策7～基本施策9	
第5章 計画の推進にあたって	
1 教育行政の一層の推進	
2 市長部局及 てど目なましの声推進の方針	
3 新たに検討	作成中
4 計画の進捗	作成中
資料編	
1 用語解説	
2 基礎データ	
3 計画策定体	作成中
4 計画策定経過	

第1章 はじめに

1 計画の目的

立川市第3次学校教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として規定するとともに、立川市第4次長期総合計画・後期基本計画の施策「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」及び「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を実現するための個別計画として、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を見据えた計画的、長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組事業を示す計画として策定しました。

2 計画策定の経緯

平成18（2006）年に改正された教育基本法により、「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（第16条第3項）」や、「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと（第17条第2項）」が新たに規定されました。これを受け立川市教育委員会は、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する計画検討委員会での協議を経て、平成22（2010）年12月に立川市学校教育振興基本計画を策定しました。

その後、立川市学校教育振興基本計画の計画期間が平成26（2014）年度末であったため、これまでの計画の成果と課題を踏まえた上で、今後の方向性を取り組むべき事務事業を明示するため、平成27（2015）年7月に立川市第2次学校教育振興基本計画を策定しました。

立川市第3次学校教育振興基本計画は、立川市第2次学校教育振興基本計画の計画期間が令和元（2019）年度末であることから、その方向性を引き継ぎ、令和2（2020）年度以降の5年間の立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるため、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市第3次学校教育振興基本計画策定委員会での協議を経て策定しました。

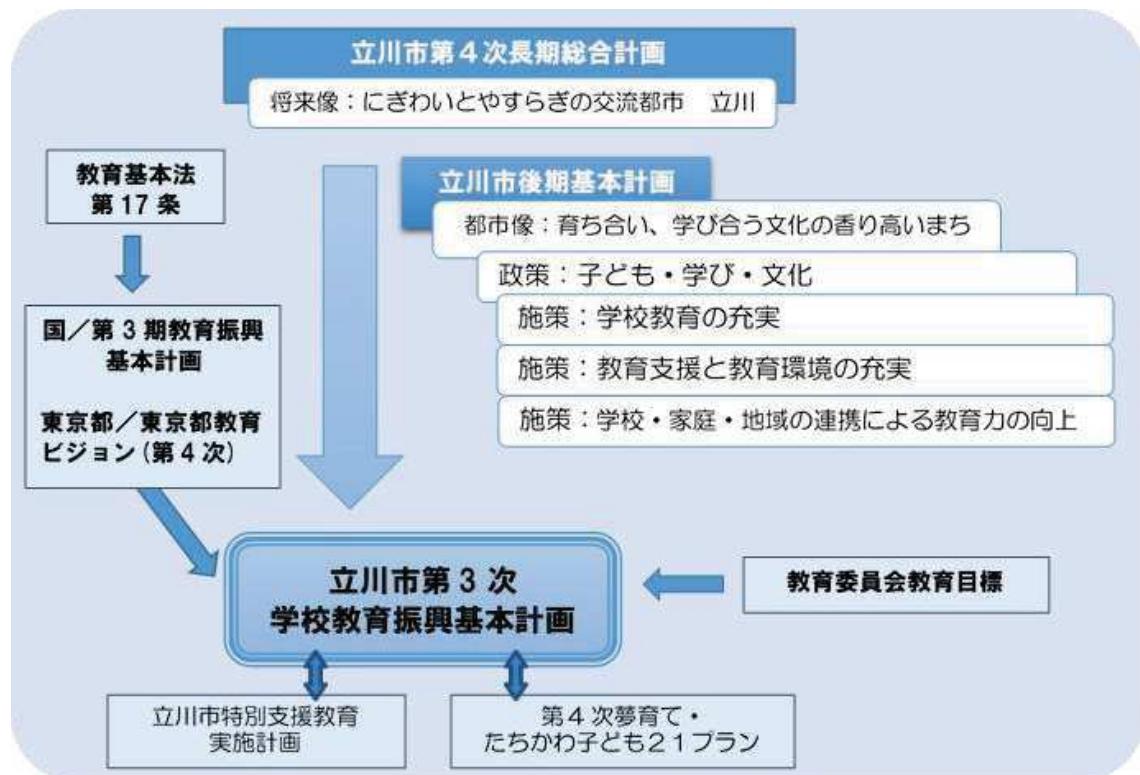
3 計画の位置付け

計画策定にあたっては、生涯学習や図書館活動の分野については、個別計画が別途策定されていることから本計画での対象範囲を小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策としました。

この立川市第3次学校教育振興基本計画は、国の第3期教育振興基本計画や東京都の東京都教育ビジョン（第4次）を参照するとともに、上位計画である立川市第4次長期総

合計画や関連する立川市第2次特別支援教育実施計画等の分野別個別計画と整合を図りながら策定しました。

■計画の関係図



4 計画期間

立川市第4次長期総合計画・後期基本計画の計画期間と整合を図り、令和2（2020）年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

■計画期間

H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
基本構想 (平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)									
前期基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					後期基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				
立川市第2次学校教育振興基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					立川市第3次学校教育振興基本計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度				

第2章 計画策定にあたって

1 国や東京都の動き

(1) 教育基本法の改正

平成18（2006）年12月に、制定から約60年を経て教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

【改正教育基本法 第2条（教育の目標）】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、教育基本法の改正を受けて、平成19（2007）年6月に、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正されました。

【学校教育法の改正】

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

- 教育免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

さらに、平成20（2008）年7月には、改正教育基本法に基づき、教育振興基本計画が策定され、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標が掲げされました。

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

（2）学習指導要領等の改訂

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。おおよそ10年に1回改訂されており、平成29年・30年に改訂がされております。教科書や時間割はこれを基に作られています。

【平成29年・30年の改訂の基本的な考え方】

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

（3）第3期教育振興基本計画の策定

第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）は、平成30（2018）年6月15日に閣議決定されました。

第3期の計画は、改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理しています。

【教育行政の5つの基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育施策推進のための基盤を整備する

(4) 教育再生実行会議の動向

内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していく必要があり、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために、教育再生実行会議が設置されました。

これまでに、教育再生実行会議において、平成25（2013）年2月26日に第一次提言「いじめの問題等への対応について」をはじめとして第十一次にわたって提言がなされており、直近では、令和元（2019）年5月17日に「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」提言されています。

具体的な制度のあり方については、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問するなど、順次、改革の実現に向けて取り組まれていくため、今後の動向を注視する必要があります。

(5) 中央教育審議会の動向

中央教育審議会は中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興などの重要事項について意見を述べるため、平成13（2001）年1月6日付けて文部科学省に設置されました。

近年の答申として平成26（2014）年10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」が提出され、道徳教育の改善・充実の方策の一つとして、道徳の時間を、教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、道徳教育の改善・充実を図ることが提言されたほか、先述の平成30（2018）年3月8日に「第3期教育振興基本計画」などが答申されました。

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26（2014）年6月20日に公布され、平成27（2015）年4月1日に施行されました。

【改正の主なポイント】

- ①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

(7) いじめに関する法整備について

国において、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25（2013）年6月28日に公布されました。「いじめ」を定義し、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めています。そして、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求めています。

東京都においては、いじめの防止等に係る対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、東京都、学校及びその他の関係者の責務を明らかにするとともに、東京都の施策に関する基本的な事項を定めるため、東京都いじめ防止対策推進条例を策定し、平成26（2014）年7月2日に施行されました。（ただし、一部の規定は平成26（2014）年8月1日施行）。本市では、平成26（2014）年5月30日に立川市子どものいじめ防止条例を公布し、対策を講じています。

(8) 東京都教育ビジョン(第4次)の策定

東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、東京都教育ビジョン(第4次)を平成31（2019）年3月に策定しています。同計画はこれまでの成果等を踏まえ、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間で東京都が目指す12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

－東京都教育ビジョン(第4次)の体系－

	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します ④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します ⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します ⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します ⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

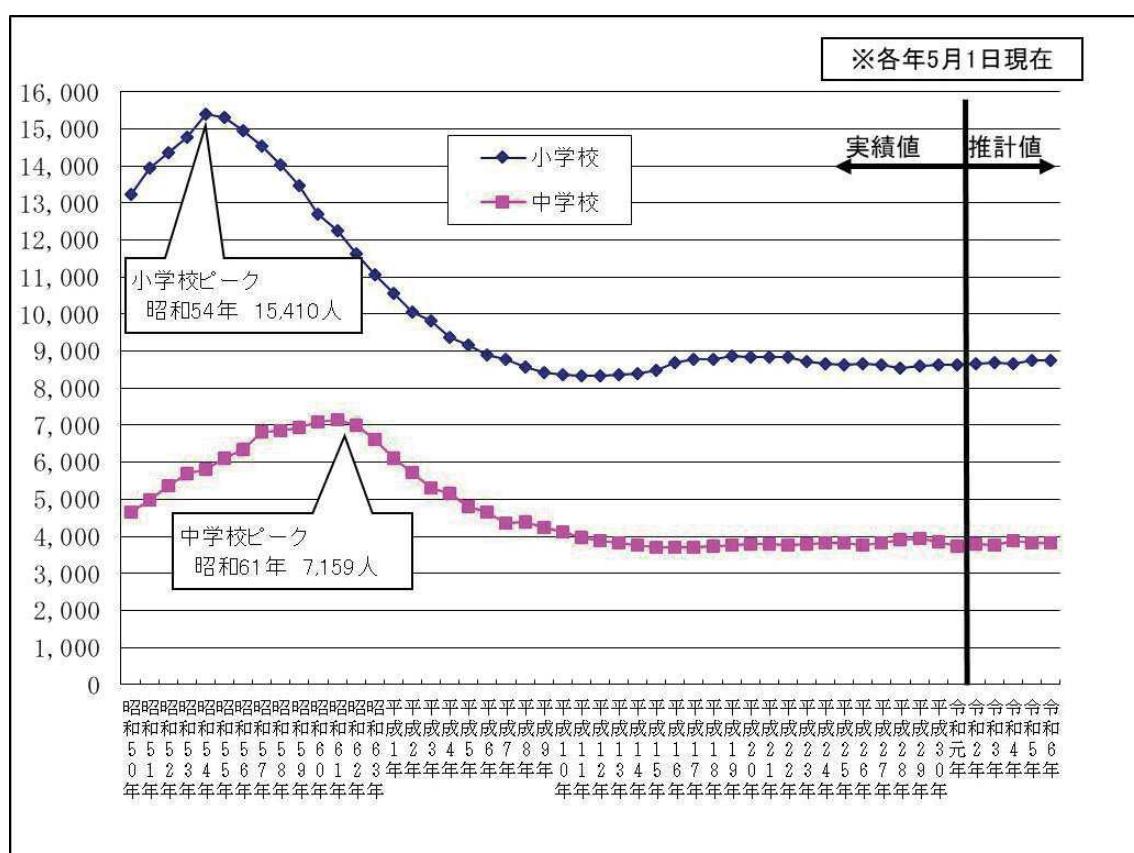
4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します ⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します ⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します ⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します ⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します ⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します ⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します
7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	⑲ 東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します ⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します ㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます
9	これからの中教を担う優れた教員の育成	㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します ㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります ㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します ㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
11	質の高い教育を支える環境の整備	㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります ㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します
12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します ㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

2 立川市の学校教育を取り巻く状況

(1) 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ると、小学生は昭和54（1979）年の15,410人をピークに減少し、平成11（1999）年には8,324人にまで減少しました。その後、緩やかな増加傾向に転じ平成21（2009）年に8,840人まで増加しましたが、その後再び減少しています。ただし直近では平成28（2016）年以降、増加傾向に転じています。中学生においては昭和61（1986）年の7,159人をピークに減少し、平成16（2004）年には3,690人にまで減少しました。その後、緩やかな増加傾向に転じ、平成29（2017）年に3,945人となりましたが、その後減少傾向となっています。

■児童・生徒数の推移



平成30（2018）年10月に市がまとめた将来人口推計の学齢児童数から算出した令和2（2020）年以降の児童・生徒数の推計値では、令和元（2019）年と比較し令和6（2024）年まで児童・生徒ともに微増が見込まれています。このことから本市の児童・生徒数とそれに伴う学級数については、今後も急激な変動はなく、比較的安定した状態が続くと想定されます。

(2) 学校施設の現況

立川市は、市立小学校が19校、市立中学校が9校あります。学校施設は昭和30年代から40年代に建てられたものが多く、40年以上経過した校舎が多くあります。市は平成24(2012)年に「立川市公共施設保全計画」を作成し、これに基づき計画的に学校施設等の長寿命化に取り組んでおり、これまで大規模改修を第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、南砂小学校で行うとともに、第一小学校を建て替え、若葉小学校とけやき台小学校が統合し若葉台小学校となり、新校舎をけやき台小学校跡地に建設しています。今後は長寿命化に加えて公共施設の再編にも取り組む「立川市公共施設再編個別計画」に基づき、引き続き学校施設の維持・管理に努めていきます。

また、この保全計画とは別に、災害時における児童・生徒の安全確保を図るために全校に耐震補強工事を実施しました。このほか、プール、体育館、便所など必要な改修を順次行うとともに、今後、体育館照明のLED化や空調設置等にも取り組んでいきます。

■学校施設の現況

策定中

3 立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況

第2次学校教育振興基本計画は、平成22（2010）年度を初年度とする学校教育振興基本計画を継続して、平成27（2015）年度以降の5年間を見据えた計画的・長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるとともに、それを実現するための基本施策や取組事業を示すため、平成27（2015）年7月に策定された計画で、3つの基本方針、9つの基本施策、80の取組、26の取組指標を設定し取り組んできました。

計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移していますが、一部には課題も見られます。これらの基本施策の取組指標の状況については、次のとおりとなっていきます。

（1）基本方針1「学校教育の充実」

①基本施策1「学力向上」

1 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果での達成率（小学校5年生、中学校2年生）※達成率＝市／都（平均正答率）

【取組指標と目標の考え方】

学力が定着し、都の平均正答率（100）に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達することを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校達成率(%) 4教科平均	95.5%	94.5%	97.3%	94.8%		100%
中学校達成率(%) 5教科平均	102.3%	97.3%	97.5%	98.1%		100%
現状分析	小学校・中学校とも、数値は確実に100%に近づいてきている。また、平成30年度は全国学力・学習状況調査では小中学校の全科目で全国平均を上回っており、今まで実施してきた学力向上施策の成果が見られる。					

2 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果で「授業が分かる」の設問に

肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学力の定着を図る基本は、授業であり、授業が分かる児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、現状を踏まえ段階的に高めることを目指して、当面の目標として設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校達成率(%) 4教科平均	89.3%	88.4%	93.7%	90.0%		90.0%
中学校達成率(%) 5教科平均	74.2%	75.3%	76.3%	78.3%		85.0%
現状分析	平成30年度の結果をみると、小学校では目標値に達しており、中学校では平成25年度と比べ10ポイント程度上回っていることから、小学校、中学校ともに一定の成果を出していると捉えている。立川スタンダード20Ver.3をさらにバージョンアップし、引き続き授業改善のための施策を行っていく。					

②基本施策2 「豊かな心を育むための教育の推進」

1 道徳授業地区公開講座への参加者

【取組指標と目標の考え方】

心の教育の推進には道徳教育が重要であり、道徳授業地区公開講座において、学校と保護者・地域が連携した心の教育を推進することにより、児童・生徒の豊かな心の育成につながる。目標値は、100名ずつ5年間で500名増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
参加者数(人)	7,950人	9,249人	8,604人	9,511人		8,500人
現状分析	年度により差はあるが、大きな変化は見られていないものの、平成28年度、29年度の2か年で目標値を超える成果を出した。引き続き保護者・地域に開かれた道徳教育を推進していく。					

2 学校評価（保護者）アンケートで「いじめや暴力の根絶に組織的に取り組んでいる」という設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

いじめや暴力を児童・生徒の人権を侵害する行為であり、豊かな心の育成を図る上で、その根絶が不可欠であり、学校がいじめや暴力根絶に組織的に取り組むことで施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で80%まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	75.5%	79.4%	76.9%	75.4%		80.0%
中学校(%)	66.9%	69.8%	68.3%	67.7%		80.0%
現状分析	大きな変化は見られていないが、平成29年度における小学校のいじめ認知件数は900件を超えており、小さいじめを見逃さず認知し、対応している。このことについて、地域や保護者に周知していく必要がある。					

3 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）で「学校のきまりを守る」の設問に肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校生活の充実を図る上で、規律ある学校生活の実現が重要であり、児童・生徒の規律遵守の意識が高まることで、学校生活の充実につながる。目標値は、5年間で95%まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	88.6%	93.9%	93.3%	88.0%		95.0%
中学校(%)	93.4%	93.8%	96.3%	91.0%		95.0%
現状分析	小学校、中学校ともに目標値には届いていないものの、平成29年度の暴力行為の件数は小中学校合わせて13件であり、平成26年度と比べると74件も減少している。このことから一定の成果を出していると捉えている。					

③基本施策3 「体力の向上と健康づくりの促進」

1 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によるシャトルラン・持久走の結果

【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒の体力・運動能力の重点課題である持久力を指標とし、都の平均値(100)に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達することを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
東京都平均以上 男子（学年）	2/9 学年	2/9 学年	2/9 学年	0/9 学年		9/9 学年
東京都平均以上 女子（学年）	0/9 学年	2/9 学年	4/9 学年	1/9 学年		9/9 学年
現状分析	持久力について改善が見られていないが、平成30年度の調査において種目別に見ると、握力、上体起こし、長座体前屈、50m走がほぼ全ての学年で都平均を超える成果を出している。引き続き各学校で行っている「一校一取組運動」を継続していく。					

2 運動の実施状況調査による毎日運動しないとの回答結果

【取組指標と目標の考え方】

体力・運動能力の向上を図る上で、運動の習慣化が重要であり、毎日運動しない児童・生徒の減少が施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達することを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
10%以下男子 (学年)	9/9 学年	9/9 学年	8/9 学年	9/9 学年		9/9 学年
10%以下女子 (学年)	4/9 学年	6/9 学年	6/9 学年	5/9 学年		9/9 学年
現状分析	男子はほぼ毎年目標値に達しており、女子も半分以上の学年で目標に達していることから運動習慣に改善が見られる。引き続き各学校の取組を行い、目標達成を目指していく。					

3 食教育実施校数

【取組指標と目標の考え方】

小学校では全校で実施できているが、中学校では2校にとどまっているため、9校すべてで食教育を実施し、施策の成果向上につなげる。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校（校数）	20 校	20 校	20 校	19 校		20 校
中学校（校数）	2 校	2 校	3 校	4 校		9 校
現状分析	中学校の喫食率が、50%未満であることと、授業数の関係で実施校が伸びていない。喫食率の向上のため実施校を増やしていく。					

4 立川産野菜の使用率

【取組指標と目標の考え方】

食数の多い、共同調理場と中学校では、立川産野菜の使用が進まない状況であるが、単独調理校の数値を目標に使用率の向上に努めていく。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
単独調理校(%)	16.9%	20.0%	13.7%	13.7%		平均 12.0%
共同調理校(%)	12.9%	12.6%	9.3%	9.3%		
中学校(%)	13.7%	17.2%	12.2%	12.2%		
平均(%)	14.4%	15.9%	11.2%	11.2%		
現状分析	生産農家からの納品量が限られていることと、気候変動による収穫時期や量が変動するため、利用率が伸び悩んでいる。					

(2) 基本方針2 「教育支援と教育環境の充実」

①基本施策4 「特別支援教育の推進」

1 就学支援シートの提出数

【取組指標と目標の考え方】

小学校就学前の段階で保護者が子どもの特徴を理解するとともに、それを就学先に伝えることが重要であるため。現状（8.5%）から5年間で5%上昇を目指す。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
提出数（件）	167件	207件	215件	244件		200件
現状分析	H25年度末の提出率8.5%をベースラインとして、各年1%増の13.5%（200件）を目標にしていたが、子ども家庭支援センターによる5歳児相談の充実等を背景に、計画2年目で到達。H30年度末実績で244件（17.1%）となり、目標を上回ることが確実である。					

2 情緒障害等により指導を受けている小学生

【取組指標と目標の考え方】

全小学校に「特別支援教室」を整備し、増加するニーズに対応していく。目標は、26年9月時点の見込み児童数調査を参考にした。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学生（人） (5月1日現在)	172人	204人	233人	272人	313人	550人
現状分析	H26年9月、都が行った実態調査において「通級指導が必要と思われる児童数」が、全市で550人であった。しかしH27年に、特別支援教室のガイドラインが示され、「3段階のレベル3の児童のみ」が対象とされた。指標の見直しが必要。					

3 巡回相談により支援した児童・生徒数

【取組指標と目標の考え方】

26年7月から巡回相談員を配置し、定期的な学校訪問等を行っている。27年度以降は通年で実施するため、26年度の実績見込みの伸びから目標値を設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
児童・生徒数（人）	1,711人	2,204人	2,748人	2,850人		
巡回相談回数（回）	520回	557回	546回	467回		600回
現状分析	H30年4月から、小学校全校に「特別支援教室キラリ」を設置したことに伴い、東京都より心理職が派遣されるようになった。H31年度からは、子ども未来センターでの来所相談の件数増等に対応するため、従前の要請訪問に転換する。指標の見直しが必要。					

*上段の数字は児童・生徒の延人数。計画期間の回数は巡回相談を実施した延べ訪問回数。

4 就学相談を受けて通常の学級に就学した小学1年生のうち、継続的な教育支援を行った割合

【取組指標と目標の考え方】

就学後も必要に応じ、途切れのない支援が継続することを目指す。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校1年生(%)	61.1%	56.8%	59.6%	80.0%		50.0%
現状分析	肢体不自由等による介助員の配置や、特別支援教室キラリの早期利用につながることを希望して就学相談を申し込む保護者が増加傾向にある。計画初年度のうちに、目標数値を達成。次期計画では、指標の見直しが必要。					

②基本施策5「学校運営の充実」

1 学校評価（児童・生徒）アンケートで「学校が楽しい」という設問に肯定的な回答した割合

【取組指標と目標の考え方】

学校運営が充実することにより、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、学校が楽しいと感じる児童・生徒が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	85.7%	87.4%	87.1%	85.7%		90.0%
中学校(%)	82.9%	85.3%	84.5%	82.2%		90.0%
現状分析	大きな変化は見られていないものの、高い数値で推移していると捉えている。引き続き様々な人的支援だけでなく、平成30年度に開発した「立川市学級力スタンダード」等を活用し教員の指導力向上を図り、各学校における個に応じた指導の充実を図る。					

2 学校評価（保護者）アンケートで「子どもの安全・安心が十分に確保された活動、環境である」という設問に肯定的な回答した割合

【取組指標と目標の考え方】

学校運営の充実により、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、子どもの安全・安心が確保されていると感じる保護者が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年後に90%を超えることを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	87.4%	89.9%	88.7%	88.8%		95.0%
中学校(%)	81.7%	81.3%	81.0%	80.2%		90.0%
現状分析	大きな変化は見られていないが高い数値で推移していると捉えられる。平成30年度に全校導入した地域学校協働本部事業を活用する等、引き続き児童・生徒の安全・安心を最優先に丁寧に対応していく。					

③基本施策6「教育環境の整備」

1 学校施設の大規模改修

【取組指標と目標の考え方】

「立川市公共施設保全計画」に基づき、各年度に計画されている大規模改修を行

い、より良い教育環境を整備する。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
実施校数（累計）	2校	3校	4校	5校		8校
現状分析	立川市公共施設保全計画に基づいて学校施設の改修を実施してきたが、このまま計画を進めいくことには課題があるため、計画が一旦保留となった。そのため、平成31年度から着手した第七小学校の大規模改修事業以降の計画については保留となっている。					

2 マンホールトイレの設置

【取組指標と目標の考え方】

災害時に一次避難所となる小・中学校の防災機能を高めるため、平成28年度までに全校でマンホールトイレを設置する。

区分	計画期間					目標
	H27	H28				
設置校数（累計）	22校	30校				30校
現状分析	目標達成					

*設置校数には旧けやき台小学校、旧多摩川小学校を含む。

3 校内LAN整備

【取組指標と目標の考え方】

政府「教育振興基本計画」に基づき、校内無線LAN整備率100%を目指し整備する。

区分	計画期間					目標
	H27	H28				
整備校数（累計）	28校	29校				29校
現状分析	目標達成					

4 タブレット型端末等整備

【取組指標と目標の考え方】

政府「教育振興基本計画」に基づき、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数3.6人に近づけることを目標に整備する。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
1台あたりの児童・生徒数	8.1人	4.3人	5.1人	5.1人		4.6人
現状分析	次回の端末更新が平成33年度予定のため平成31年度末までの指標達成は困難である。なお、29年度には30年度以降のICT環境整備方針が通知され、3クラスに1クラス分程度の配備が示されるなどICT環境整備の加速化が求められているため、指標の見直しが必要である。					

(3) 基本方針3「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」

①基本施策7「ネットワーク型の学校経営システムの構築」

1 学校評価（保護者アンケート）で、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

学校が教育活動を実施するにあたって保護者や地域等との連携が推進されることにより、保護者の理解・意識が高まり、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	88.4%	90.4%	86.1%	87.5%		90.0%
中学校(%)	76.6%	75.4%	76.7%	79.4%		90.0%
現状分析	小学校は高い数値で推移しているが、中学校は平成30年度・31年度に全校でコミュニティ・スクール制度を導入することから、その活動を保護者に周知する等により改善を図っていく。					

2 教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数

【取組指標と目標の考え方】

学校が教育活動を実施するにあたって事業所や関係機関等との連携先が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で2割程度増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
事業所等（件数）	995件	1,217件	1,402件	1,454件		1,110件
現状分析	ネットワーク型学校経営が浸透し、高い成果が得られている。					

3 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における学校以外での学習（塾等は除く）の時間の設問で30分以上学習する児童・生徒の割合

【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒の学力向上を図る上で、学習機会の拡充が重要であり、学校における補習学習の充実を通して、家庭学習の習慣化を図ることにより、施策の成果向上につながる。目標値は、現状を考慮して今後5年間で70%の児童・生徒に家庭学習の習慣を定着させることを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	56.6%	56.1%	77.0%	68.0%		70.0%
中学校(%)	48.4%	47.7%	46.9%	50.0%		70.0%
現状分析	小学校、中学校ともに、平成29年度・30年度に開発した家庭学習の啓発リーフレット等により引き続き行っていく。					

4 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における社会貢献の設問で肯定的な回答をした児童・生徒の割合

【取組指標と目標の考え方】

児童・生徒がまちに主体的に関わり、貢献しようとする意識を高めることを立川市民科の取組を通して目指すため、児童・生徒の社会貢献の意識が高まることで、施策の成果向上につながる。5年間で95%まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	75.1%	73.6%	75.2%	74.5%		95.0%
中学校(%)	84.0%	84.2%	88.4%	82.4%		90.0%
現状分析	平成31年度から各学校において「夢・未来ノート」を活用していくなどして、今後キャリア教育の推進を図り、指標達成に向けて注力していく。					

②基本施策8 「小中連携の推進」

1 小・中学校が連携した教育活動（会議は除く）の実施回数（中学校区で集計）

【取組指標と目標の考え方】

小中連携教育を推進するにあたり、中学校区における教育活動の連携が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、現状の5年間で2倍まで増やすことを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
実施回数	60回	132回	129回	168回		100回
現状分析	小中学校の連携が定着してきており、高い成果を得られている。					

2 学校評価（保護者アンケート）で、小中連携教育の実施状況について肯定的な回答をした割合

【取組指標と目標の考え方】

小中連携教育の推進状況について保護者の理解度や評価が高まることにより、施策の成果を把握することができる。目標値は、小中連携教育の見直しを平成27年度より行うため、今後5年間で80%以上の保護者にその成果を理解が得られることを目指して設定した。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
小学校(%)	56.9%	66.7%	61.6%	74.1%		80.0%
中学校(%)	57.0%	71.4%	73.6%	73.9%		80.0%
現状分析	中学校では指標に近い成果が得られているが、平成30年度・31年度に導入するコミュニティ・スクールの取組等により、小学校における取組を周知する必要がある。					

③基本施策9 「児童・生徒の安全・安心の確保」

1 通学路の防犯カメラ設置

【取組指標と目標の考え方】

東京都の補助を受けて、全小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、交通事故や犯罪発生の抑止につながる。

区分	計画期間					目標
	H27	H28	H29	H30	H31	
設置箇所	20箇所 4校	60箇所 12校	98箇所 20校			100箇所 20校
現状分析	設置箇所及び設置校数は累計。98箇所のうち2箇所は双方向のカメラを設置している。平成29年度までに全小学校の通学路に設置を完了した。今後は保守対応が主となる。					

第3章 計画の体系

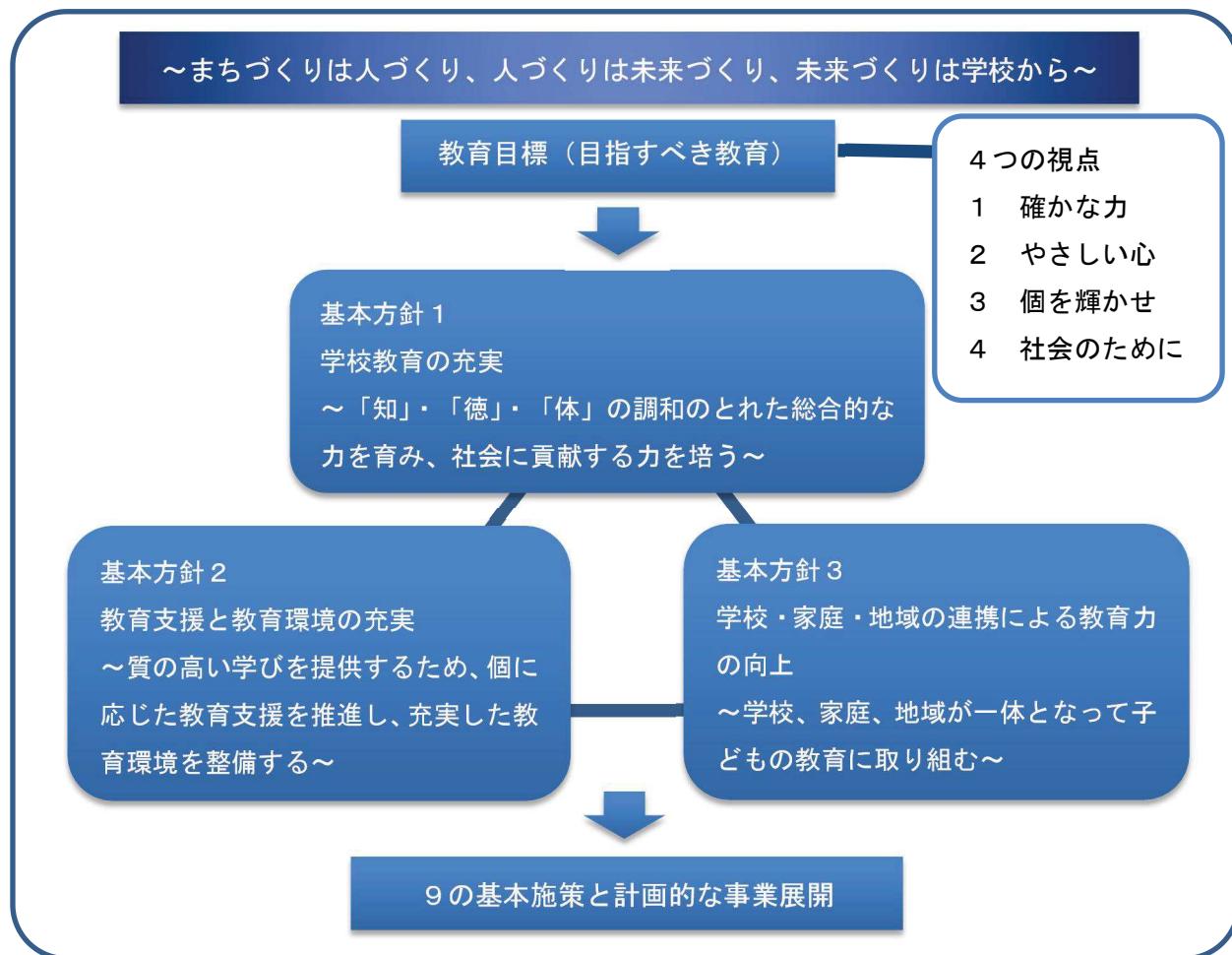
1 計画の方向性

義務教育9年間は、子どもたちが生涯にわたって、自ら学び、社会と主体的に関わり、貢献していく資質・能力の基盤となる力を身に付ける重要な時期です。また、子どもたちは、未来のまちを担うかけがえのない存在であり、まちづくりの主人公といえます。

このような中、地域の状況は、自治会の組織率の低下にみられるように都市化の進展によるコミュニティの希薄化が大きな課題となっています。また、令和2（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とするスポーツ振興はもとより、国際交流都市を目指す取組も求められています。

そこで、立川市教育委員会は、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、学校教育の充実を図り学校と行政及び市民が一体となって、立川の子どもたちの学力向上や次代を担う「立川市民」の育成に向け積極的に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市学校教育の方向性として、「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を基本方針として掲げ、9の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



立川市教育委員会の教育目標

立川市教育委員会は、教育基本法の精神にのっとり、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す。

本市のまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」の実現のために、生命尊重と人間尊重の精神を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

に向けた教育を推進する。

(平成27(2015)年4月16日立川市教育委員会決定)

立川市の目指す子どもの姿

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、我がまちの未来を拓く市民である。また、子どもたち一人一人は、市民の一員として他者やまちと関わり、社会に貢献することを通して、豊かで潤いのある人生を歩む存在となることが大人の願いである。

本計画では、こうした考えのもと、立川市の目指す子ども像を、

- 「知」・「徳」・「体」の調和のとれた力を備えた子ども
- 生涯にわたって自己を高めようと努力する子ども
- まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ子ども
- まちや社会と主体的に関わり、貢献しようとする子ども

と定めます。

2 計画の基本方針

「立川市教育委員会の教育目標」や「立川市の目指す子どもの姿」の実現に向け、施策展開の視点や事業展開の方向性として、3つの基本方針を掲げます。

基本方針1

学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育み、社会に貢献する力を培う～

変化の激しいこれからの中を主体的に生きるためにには、確かな学力、豊かな心、健康・体力の「知」・「徳」・「体」をバランスよく育てることが求められています。そのため、全教育活動を通して、児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの活用する力の習得を目指します。また、人権教育を通じて、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心を培うとともに、たくましく生きるための健康や体力の保持増進を図ることによって、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育み、社会に貢献する力を培う学校教育を推進します。

基本方針2

教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

子どもたち一人ひとりの確かな成長を支えるため、就学前からの途切れのない支援及び就学後の充実した学校生活の実現に向けた教育環境の整備が求められています。そのため、子どもたちの学校生活や学習上の課題を、改善又は克服するための教育支援を推進するとともに、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。また、安全・安心な環境の下で、教育活動の充実を図ることのできる学校の実現を目指します。

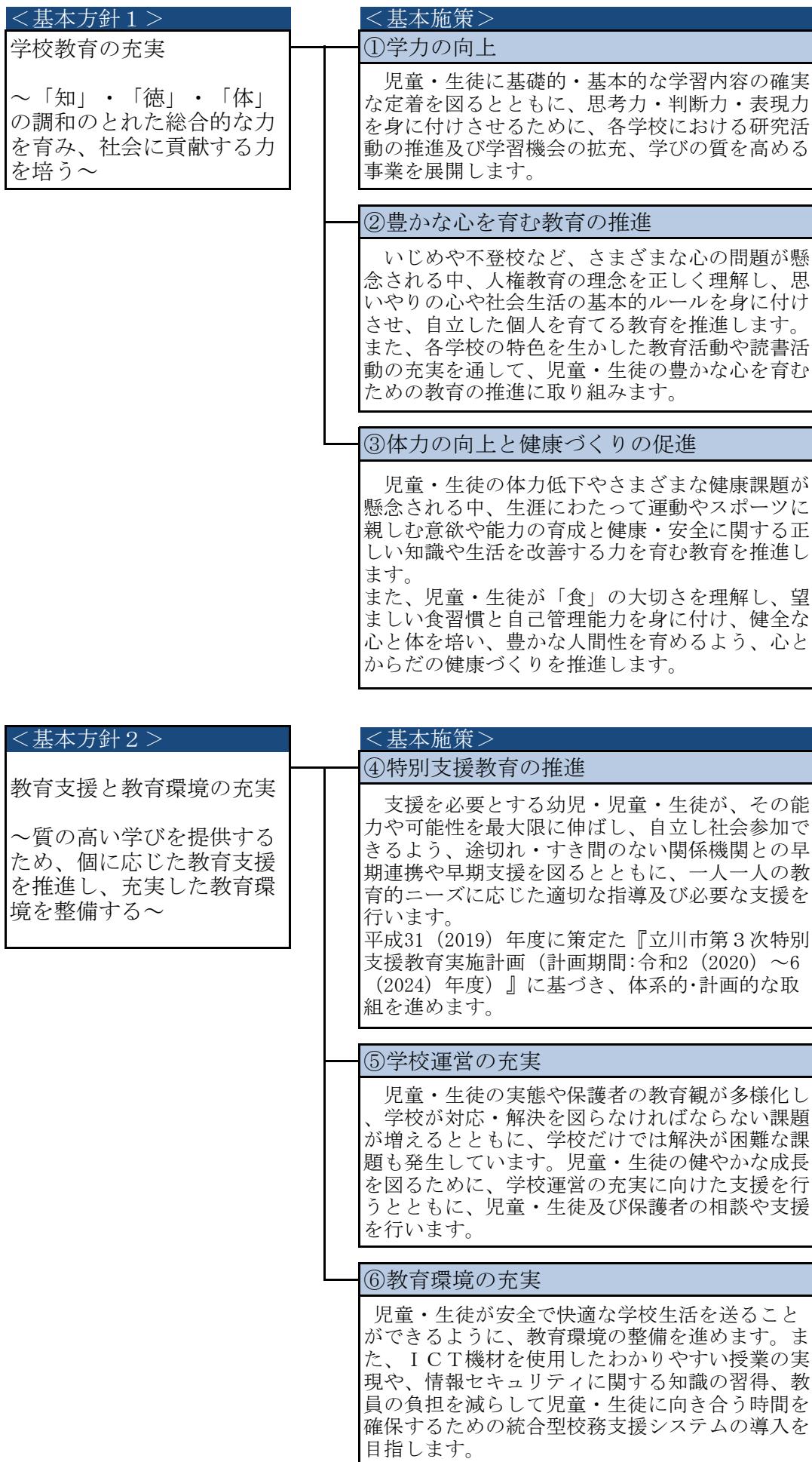
基本方針3

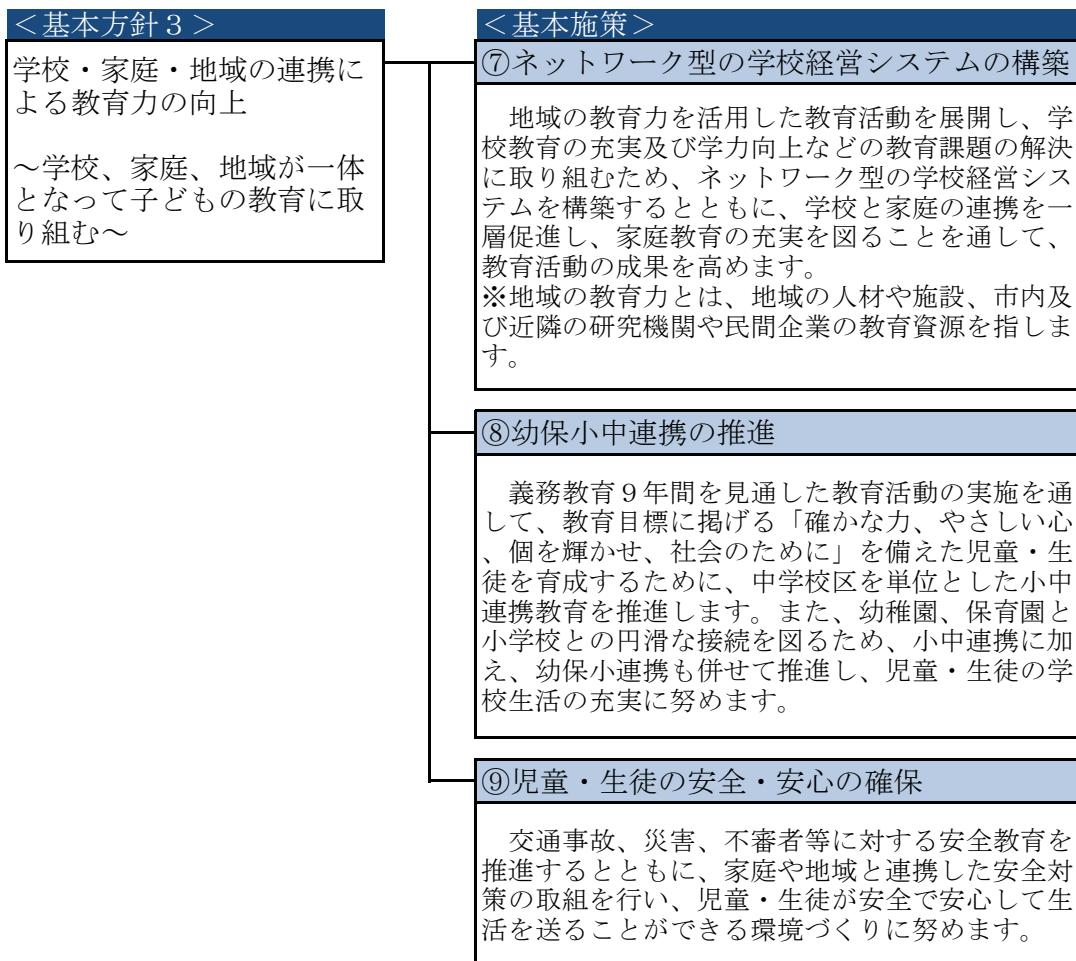
学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長は、学校、家庭、地域・社会の共通の願いであります。学校は、子どもたちの教育にあたり、地域の小・中学校の連携とともに、家庭や地域・社会と協力し、それぞれが有する教育力を生かした教育活動を展開することによって、次代を担う「立川市民」の育成が求められています。そこで、それぞれの学校が、ネットワーク型の学校経営を推進し、地域に根づいた学校教育の充実を図ることのできるよう事業を開します。

3 計画の体系図





第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針1 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育み、社会に貢献する力を培う～

基本施策1 学力の向上

- 1 教育力の向上
- 2 児童・生徒の学力向上

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

- 1 いじめ未然防止
- 2 学校行事・体験的活動の充実
- 3 読書活動

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

- 1 児童・生徒の体力向上
- 2 健康な体づくり
- 3 健康の保持増進

【基本施策1】学力の向上

「施策の目的」

児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る教育を推進します。生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性を育てるために、教員の授業力の向上及び学びの質を高める事業を展開します。

【現状と課題】

平成26（2014）年度から平成31（2019）年度の東京都学力向上を図るために調査において、東京都平均点を100としたときの本市の達成率は、小学校では過去6年間、93%から97%の範囲に位置し、中学校では96%から102%の範囲に位置しています。中学校は、毎年、東京都平均に近い達成率となっています。

令和2（2020）年度、小学校での新学習指導要領の完全実施、令和3（2021）年度は中学校での完全実施の中、また、大学入試の記述式問題の増加等、身に付けた学力をどのように活用するかが求められているとともに、グローバル社会の一員として、多様なコミュニケーション力が求められています。

今後は、問題解決的な授業や主体的・対話的な言語活動等の授業により、未知の状況にも対応できる力等の学びの質を高める授業改善が必要と捉えています。

【施策の展開】

1 教育力の向上

市内の教育課題についての研究を進め、研究の成果を市内小中学校で共有するとともに、教員の専門性を高める研修を充実させることで、教員の授業力向上を目指します。

【取組項目】

No	1－1－①	校内研究の推進
立川市立学校の教育力の向上に資するモデル校を指定し、学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を支援します。		
担当課	指導課	

No	1－1－②	研修の充実
若手教員の資質・能力の向上や市内全ての教員の授業力向上のために、教員研修を充実させるとともに、各職層における資質・能力の向上、教育諸課題に関する研修の充実を図ります。		
担当課	指導課	

2 児童・生徒の学力向上

児童・生徒の主体的・対話的に学ぶ意欲や態度を育成し、個に応じた指導の充実を図ることで、学力向上を図ります。

【取組項目】

No	1－2－①	学習支援の充実
児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る補充的な学習や進学に向けた発展的な学習等、各学校における学習機会の拡充を図ります。また、ゲストティーチャーの招聘や多様な学習機会を支援します。		
担当課	指導課	

No	1－2－②	少人数指導員の派遣
算数・数学及び英語等において、少人数による学習集団を弾力的に編成し、個に応じた学習指導を充実させることにより、児童・生徒の学習内容の定着を図ります。		
担当課	指導課	

No	1－2－③	理科教育の充実
観察・実験の充実を図るとともに、児童・生徒の関心・意欲の向上や教員の指導力の向上を図る取組を支援します。		
担当課	指導課	

No	1－2－④	外国語活動の充実
立川市立学校における外国語活動及び外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進のため、外国語指導助手を学校に配置し、学習指導補助を行います。		
担当課	指導課	

No	1－2－⑤	ICTの活用の推進
タブレット等のICT機器を活用し、児童・生徒の主体的・対話的な学びを展開する授業を支援します。教員がICTを活用した授業をする準備等を支援するためにICT支援員を配置します。		
担当課	指導課、学務課	

【基本施策2】豊かな心を育むための教育の推進

「施策の目的」

児童・生徒の規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。各学校の特色を生かした教育活動や体験活動の推進、読書活動の充実を図り、豊かな心を育てる事業を展開します。

【現状と課題】

平成29（2017）年度と平成30（2018）年度の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果を比較すると、小学校、中学校とともに、いじめの認知件数は増加していますが、これは、校内研究や人権教育、道徳教育により、教職員や児童・生徒のいじめ問題に対する認識が高まった結果と考えます。しかし、いじめの態様においては、冷やかしやからかいが最も多く、仲間外れ等が増加傾向にあります。全国学力状況調査の意識調査では、ルールやマナーを守る、読書習慣、自尊感情等が低い傾向が見られます。

いじめの未然防止、早期発見による迅速な対応を組織的に行うとともに、体験活動等による多様な経験を通して、児童・生徒の自尊感情を高めていきます。

【施策の展開】

1 いじめ未然防止

道徳教育や人権教育を通して、児童・生徒の自他ともに大切にする心を育てるとともに、人権感覚を高め、いじめ防止の取組の充実を図ります。

【取組項目】

No	2-1-①	人権教育の推進
児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自分を大切にするとともに、他者も大切にしようとする態度を養うために、令和2年東京都人権教育推進校における実践や研究の成果を、全市に広げていきます。また、全校で、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施し、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」への取組を充実させるなど、人権教育の推進を図っていきます。		
担当課	指導課	

No	2-1-②	道徳教育の推進
児童・生徒の豊かな心を育成するために、道徳科の全体計画及び年間指導計画に基づき、各校の道徳教育推進教師を中心とした指導体制を強化して、道徳科の授業の充実と改善を図ります。また、道徳科の時間を要として、全教育活動を通して道徳教育を推進します。さらに道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、より多くの地域・保護者の方の参加を促し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進します。		

担当課	指導課
-----	-----

No	2-1-③	いじめの未然防止・早期発見・早期対応
<p>「立川市いじめ防止基本方針（改定）」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、市・学校及び保護者、市民が連携・協力して、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を一層図っていきます。また、各学校においては、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」等の取組を充実させ、スクールカウンセラーも含めた「いじめ対策委員会」を設置して、校内での組織的な指導体制を整えるとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るための指導を充実させ、いじめの未然防止に努めます。</p>		
担当課	指導課	

2 学校行事・体験的活動の充実

文化的行事・体験的活動の充実を図り、豊かな情操を育成するとともに、多様な文化を尊重する豊かな心を育てます。

【取組項目】

No	2-2-①	文化的な教育活動の支援
<p>グローバル社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもつとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動を通して、日本・立川の伝統・文化理解教育及び国際理解教育を推進します。また、児童・生徒の学習成果の発表及び鑑賞等を通して、文化や芸術に親しみ、児童・生徒の豊かな情操を育む教育を支援します。</p>		
担当課	指導課	

No	2-2-②	校外学習の支援
<p>校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実させるとともに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道德などについて体験を積み、共に協力し合うなどのよりよい人間関係の形成を支援します。</p>		
担当課	指導課	

No	2-2-③	移動教室・修学旅行の支援
<p>日常とは異なる環境の中で、自然や文化などに关心をもち、積極的に集団生活に取り組もうとする態度を養う教育活動を支援します。</p>		
担当課	指導課	

3 読書活動

読書活動を通して、児童・生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、豊かな情操を育成します。

【取組項目】

No	2－3－①	読書活動の充実
ゲストティーチャーによるアニメーションやブックトーク、またビブリオバトル等の取組を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。また、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせ等、読書への興味関心を高める教育を推進します。		
担当課		指導課、図書館

No	2－3－②	学校図書の充実
学校図書館の整備及び充実に向け、市立図書館の団体貸出しの活用を充実させるとともに、市立図書館と連携した推薦図書の紹介や読書の啓発活動、市立図書館が主催するPOPバトルやビブリオバトルへの参加を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。		
担当課		指導課、図書館

【基本施策3】体力の向上と健康づくりの促進

「施策の目的」

生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現し、健康を保持増進するために、運動をするための体力、健康に生活するための体力を高める事業を開設します。

また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、健全な心とからだを培う事業を開設します。

【現状と課題】

体力調査の東京都平均値と比較すると、低学年が下回っている種目が多くなっています。また、小中学生男子の20mシャトルラン（持久走）、ソフトボール投げの数値は低く、女子は、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げの数値が低い傾向が見られます。

食育については、学校栄養士による食育指導を小学校では全校、中学校では4校実施しています。

発達段階に応じて、小学生では敏捷性、巧緻性、柔軟性を高め、中学生では、走力、投力、跳躍力、筋力、持久力を高めるとともに、プロスポーツ選手等による実技指導や講演会等を実施し、生涯にわたって運動やスポーツに親しもうとする意欲を高める必要があると捉えています。また、食物アレルギーのある児童・生徒に対しては、安全な対応を継続していくとともに、健康づくりに向けて、食育の充実や医療機関、外部団体との連携を図る必要があると捉えています。

【施策の展開】

1 児童・生徒の体力向上

体力向上に資する授業改善や専門的な技能を有する人材の活用、各小中学校の取組の充実を図り、児童・生徒の体力・運動能力の向上及び生活・運動習慣の確立を図ります。

【取組項目】

No	3-1-①	体力向上事業の推進
		<p>小・中学校教育研究会における研究授業、授業公開や指導技術を高める研修の実施を通して、教員の指導法の工夫・改善を図り、児童・生徒の体力向上を目指します。</p> <p>また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、児童・生徒、保護者に体力向上及び生活・運動習慣の定着等への啓発を図るとともに、大学と連携した小学校体育授業の支援、体育協会等と連携した授業及び運動部の活動支援を行います。</p> <p>さらに、体育及び保健体育、休み時間等を活用し、各学校における特色ある実践を「一校一取組」として実施し、学校全体で体力の向上を組織的・計画的に取り組みます。</p>
担当課	指導課	

No	3-1-②	オリンピック・パラリンピック教育の推進
2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、オリンピアン・パラリンピアンと児童・生徒との直接的な交流を通して、運動・スポーツに親しむ意欲をより一層高める教育を推進するとともに、各校で展開した活動を「学校2020レガシー」として継続・発展させていく活動を支援します。		
担当課	指導課	

2 健康な体づくり

諸機関と連携した健康教育を推進し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図ります。

【取組項目】

No	3-2-①	健康教育の推進
体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、医療機関等と連携した取組を推進します。また、地域や家庭との連携を図り、早寝、早起き、朝ご飯、規範行動等の基礎的な生活習慣の定着を図ります。		
担当課	指導課	

No	3-2-②	学校や医療機関と連携した健康指導の推進
養護教諭や学校医等と連携して健康教育を推進し、児童・生徒の健康保持増進及び基本的な生活習慣の定着に対する意識を高めます。また、「歯と口の健康ポスター展」や「健康努力児童・生徒表彰」等の取組みを通じて、保護者や地域に向けた啓発・PR活動も併せて行っています。		
担当課	学務課	

No	3-2-③	基本的な生活習慣の定着
早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、生活指導主任会等において教員対象の研修を実施するとともに、保護者会等を通して、家庭との連携・協力を得る工夫を図り、生きる力の基盤となる生活習慣の定着を図ります。		
担当課	指導課	

No	3-2-④	児童・生徒保健衛生
児童、生徒の健康保持・増進のため、養護教諭や学校医等と連携して法令に則った健康診断を適切に実施していきます。		
担当課	学務課	

3 健康の保持増進

栄養バランスのとれた給食を提供することにより健康増進を図るとともに食事についての正しい理解と望ましい食習慣を推進します。

【取組項目】

No	3－3－①	安全・安心な給食提供
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の共同調理場校においては、PFI手法による民間事業者との協働により、また、単独調理校においては、調理施設の環境整備を行い、食物アレルギー対策を徹底し、安全で良質な食材料を使用し、栄養バランスのとれた質の高い給食を提供していきます。 ・中学校給食については、生徒の健康と体力の基礎が培われるよう改善に向けた検討を行います。 ・食物アレルギーについては、小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認を徹底し、食物アレルギーをもつ児童に、安全・安心な給食を提供していきます。 		
担当課		
学校給食課、指導課		

No	3－3－②	望ましい食習慣の推進・食教育
成長期にある児童・生徒が望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士等が学級担任や教科担任と連携し、小中学校においてチームティーチング方式で食に関する授業を実施し、学校給食を活用した食教育の支援指導を行います。「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。		
担当課		
学校給食課、指導課		

No	3－3－③	新学校給食共同調理場整備運営事業
安全・安心で栄養バランスの取れた食事を提供するため、小学校単独調理校（8校）及び、中学校（9校）を対象とする新学校給食共同調理場の早期建設に向けて取り組みます。また、給食配送校の改修や共同調理場候補地の取得を並行して進めています。		
担当課		
学校給食課		

基本方針2 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

基本施策4 特別支援教育の推進

- 1 早期連携・早期支援の充実
- 2 学校における指導体制・指導内容の充実
- 3 学校における特別支援教育の取組への支援
- 4 関係機関との連携
- 5 特別支援教育の理解啓発

基本施策5 学校運営の充実

- 1 学校への適切な支援
- 2 学校業務の効率化

基本施策6 教育環境の充実

- 1 学校施設
- 2 I C T環境の充実

基本方針2 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

基本施策4 特別支援教育の推進

- 1 早期連携・早期支援の充実
- 2 学校における指導体制・指導内容の充実
- 3 学校における特別支援教育の取組への支援
- 4 関係機関との連携
- 5 特別支援教育の理解啓発

基本施策5 学校運営の充実

- 1 学校への適切な支援
- 2 学校業務の効率化

基本施策6 教育環境の充実

- 1 学校施設
- 2 I C T環境の充実

【基本施策4】特別支援教育の推進

「施策の目的」

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

平成31（2019）年度に策定した『立川市第3次特別支援教育実施計画（計画期間：令和2（2020）～6（2024）年度）』に基づき、体系的・計画的な取組を進めます。

【現状と課題】

平成26（2014）年の障害者権利条約の批准、平成28（2016）年の障害者差別解消法の施行、平成30（2018）年の「立川市障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちをつくる条例」の施行などを背景として、特別支援教育への期待はますます高まっています。

また、障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒の数は増加傾向にあり、その特性も多様であることから、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援が必要とされており、一人ひとりの能力と可能性を最大限伸長するため、特別支援教育の一層の充実が求められています。

- ・ 就学前から小学校、中学校への各段階でそれまでの支援を円滑に引継ぎ、途切れ・すき間のない発達支援を進める上では、就学前機関である幼稚園・保育園と小学校、さらに中学校への連携が必要となっています。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備や、適切で効果的な指導・支援を行うためには、学校における特別支援教育を組織的に推進することが重要であり、そのための体制整備や技術的支援、専門性の向上に向けた取り組みの充実が求められています。
- ・ 支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する各機関が連携し、情報共有や協力体制を構築し、多面的・重層的な支援が可能となります。また、共生社会の実現に向け、障害や特別支援教育に関する理解啓発を継続的・積極的に行う必要があります。

【施策の展開】

1 早期連携・早期支援の充実

発達相談から就学相談へのつなぎ、就学相談の充実、就学前機関から小・中・高への連携などを進め、途切れのない発達支援を図ります。

【取組項目】

No	4－1－①	早期連携・早期支援の充実
子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談への連携を充実させるとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携、就学支援シート等の活用促進などを通して、就学前の支援の手立てを就学後へ引き継ぎ、スムーズな就学を支援します。		
担当課	教育支援課	

No	4－1－②	就学相談
就学相談の流れや手続き等をわかりやすくするため、保護者や就学前機関への説明会を実施するほか、就学相談を経て就学した児童・生徒について学校生活の適応に向けた継続相談を行います。また、インクルーシブ教育システムの理念等の周知に取り組みます。		
担当課	教育支援課	

No	4－1－③	就学前機関から小・中・高への連携
中学校区でこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の間や特別支援学級間の連携を一層充実させていきます。また、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成・活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部への円滑な引継ぎを図ります。		
担当課	教育支援課	

2 学校における指導体制・指導内容の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、組織的・計画的に特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行います。

【取組項目】

No	4－2－①	学校における計画的な特別支援教育の推進
学校経営に特別支援教育を明確に位置付けたうえで、特別支援教育コーディネーターの機能強化や校内委員会の充実などを進め、組織的な特別支援教育の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援や施設整備への対応を進めます。		
担当課	教育支援課	

No	4－2－②	「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成
「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」及び個別指導計画の作成と活用を推進します。また、「学校生活支援シート」の活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部への円滑な引継ぎを図ります。		
担当課	教育支援課	

3 学校における特別支援教育の取組への支援

障害に応じた支援体制や環境整備を進めるとともに、教員等の専門性向上を図ることで、学校における特別支援教育の取組を支援します。

【取組項目】

No	4－3－①	特別支援学級等の整備及び充実
児童・生徒数に対応した知的障害特別支援学級の整備を行うとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と特別支援教室の小・中学校全校での適切な運用による発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援を進めます。また、保護者等に対する特別支援学級等に関する情報提供や、学校に対する特別支援学級教育課程編成や個別指導計画等の作成への支援、校舎のバリアフリー化への対応などを行います。		
担当課	教育支援課	

No	4－3－②	教員の専門性向上
特別支援教育に関する教員の専門性と授業力の向上のため、研修の充実や外部専門機関活用の検討、特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実を図ります。また、特別支援学校教員免許取得率の向上を図ります。		
担当課	指導課、教育支援課	

No	4－3－③	巡回相談の充実
支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握や教員の指導に対する助言等がより効果的に行えるよう、心理職による学校への巡回相談の仕組みを確立します。また、言語聴覚士等の派遣を継続します。		
担当課	教育支援課	

No	4－3－④	特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上
研修や情報交換等を通し、特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性向上に取り組みます。		
担当課	教育支援課	

4 関係機関との連携

特別支援学校との連携により、教員の専門性の向上や副籍制度の充実を図るとともに、関係機関との連携を進め、特別支援教育の推進に向けたネットワークを構築します。

【取組項目】

No	4－4－①	適応指導教室との連携
適応指導教室と教育相談の連携を進め、適切な指導・支援につなげます。また、適応指導教室では東京都の「登校支援シート」を活用し、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、在籍校への復帰を支援します。		
担当課	教育支援課	

No	4－4－②	特別支援学校との連携
特別支援学校のセンター的機能を活用して研修等を行うとともに、専門性向上プランに基づく研修体制の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に着け、学校での適切な支援につなげます。		
担当課	教育支援課	

No	4－4－③	中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
中学校卒業後の進路先等でそれまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じた連携を行います。		
担当課	教育支援課	

No	4－4－④	特別支援教育に関わる関係機関との連携
庁内関係課、就学前機関、医療機関、福祉事業者等とのネットワーク構築のため、定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる情報共有等を行います。また、子ども家庭支援センターとの連携の強化や、N P O 法人などの支援団体との連携を検討します。		
担当課	教育支援課	

5 特別支援教育の理解啓発

交流及び共同学習の推進や副籍制度の実施により、学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、講演会等を通して市民等に対し障害や特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

【取組項目】

No	4－5－①	交流及び共同学習の推進
各校の実態に即した交流及び共同学習の推進と内容の充実を図り、特別支援教育について児童・生徒及び保護者の理解を深めていきます。		
担当課	教育支援課	

No	4－5－②	副籍制度の実施
副籍制度の周知を進め、より早期からの交流が行えるようにし、内容の充実を図ります。また、小・中学校と近隣の特別支援学校との交流を進めます。		
担当課	教育支援課、指導課	

No	4－5－③	保護者、市民等への理解啓発
障害や特別支援教育について、リーフレットの作成・配布や広報の活用、講演会の開催等により理解啓発を進めます。		
担当課	教育支援課	

【基本施策5】学校運営の充実

「施策の目的」

児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います。また、教員が教育活動に、より専念できる環境づくりを支援していきます。

【現状と課題】

児童・生徒の実態や保護者の教育観が多様化し、学校が対応・解決を図らなければならぬ課題が増えるとともに、学校だけでは解決が困難な課題も発生しています。児童・生徒が安定した学校生活を送り、学力・体力の向上及び豊かな心を培うためには、学校運営の充実及び児童・生徒への支援が不可欠となっています。

また、平成31（2019）年4月に策定された「立川市 学校における働き方改革総合プラン」を受け、単に業務時間を短縮するだけでなく、児童・生徒と向き合う時間の確保、学校教育の質の向上のために業務をより効率化するために支援をする必要があります。

【施策の展開】

1 学校への適切な支援

地域人材や専門的な知識、技能を有する人材により、児童・生徒の学校生活の安定化を図るとともに、保護者からの相談にきめ細かい対応ができる体制づくりを図ります。

【取組項目】

No	5-1-①	学校運営支援事務
いじめや不登校等、児童・生徒の悩みや課題へのきめ細かい対応や特別な配慮を要する児童・生徒への支援を行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員、通訳協力員等を活用します。また、学校と家庭が連携した取り組みのほか、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員などによる地域での支援を通して、児童・生徒・保護者が抱える悩みや課題の解消及び児童・生徒の学校生活の充実を図ります。		
担当課	指導課	

No	5-1-②	適応指導教室
不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を行うために、適応指導教室（小学生：あおぞら、中学生：たまがわ）の充実を図るとともに、在籍校と連携した不登校の改善及び解消に向け、取り組みます。		
担当課	指導課、教育支援課	

No	5－1－③	就学援助
義務教育補償の観点から、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助の実施や宿泊を伴う学校行事の父母負担軽減措置を引き続き実施します。		
担当課	学務課	

2 学校業務の効率化

学校事務の標準化・分業化及び学校業務の精選・効率化を図り、教職員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいを持って職務に従事していくために、平成31（2019）年4月に策定した「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の取組内容を推進していきます。

【取組項目】

No	5－2－①	共同事務
学校事務における業務処理の共有により、組織的かつ効率的な学校共同事務の充実を図ります。		
担当課	指導課、教育総務課	

No	5－2－②	働き方改革事業
児童・生徒と向き合う時間の確保、学校教育の質の向上のために、教職員の業務をより効率化するための人的措置等を図ります。		
担当課	指導課	

No	5－2－③	教職員の健康管理
教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断を実施します。新たに「ストレスチェック」を導入して教職員のメンタルヘルス不調防止に努めています。また、教員が健康診断を受診しやすい仕組みの整備にも学校保健会と協議しながら取組んでいきます。		
担当課	学務課	

【基本施策6】教育環境の充実

「施策の目的」

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めます。また、ICT機材を使用したわかりやすい授業の実現や、情報セキュリティに関する知識の習得、教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための統合型校務支援システムの導入を目指します。

【現状と課題】

学校施設は建築後40年以上経過した建物が多く、老朽化が進んでいます。劣化度や築年数から優先度を設定し、計画的に施設の長寿命化、施設の安全性の向上とともにバリアフリー化、省エネルギー化、施設環境の向上を図る必要があります。

ICT環境の充実については、平成29（2017）年12月に文部科学省から「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が発表されました。この整備方針は、平成30（2018）年度から5か年計画で学校のICT環境整備を推進していくものです。例えば「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度」計画的に整備していくことが示されています。現状の本市整備状況は5クラスに1クラス分程度なので、整備方針どおりに配置するためには、平成30（2018）年度末の整備状況から試算すると、新たに約2,730台、計5,150台の配備が必要となりますので、財源確保が大きな課題です。

【施策の展開】

1 学校施設

学校施設の老朽化への対応について、引き続き取り組みます。また、体育館への空調機導入や学校施設の照明LED化など、教育環境の充実に取り組むとともに、若葉台小学校の新校舎建設を進めます。

【取組項目】

No	6-1-①	維持管理
施設、設備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、適正な維持管理に努めます。		
担当課	教育総務課	

No	6-1-②	施設修繕
危険個所や不具合がある場合は緊急修繕を行うとともに、教育上支障が生じることがないように施設、設備の修繕を実施します。		
担当課	教育総務課	

No	6－1－③	施設改修事業
		教育環境の充実のため、体育館への空調機導入や学校施設の照明 LED 化など、計画的に取り組みます。
担当課		教育総務課

No	6－1－④	小学校統合建替
		平成 30 年 4 月に 2 校を統合し、新学校として設立した若葉台小学校の新校舎の建設を進めます。
担当課		教育総務課

2 ICT 環境の充実

児童・生徒の ICT 教育環境の整備、学校間ネットワークの構築と運用、併せて統合型校務支援システム導入等による校務の効率化を推進します。

【取組項目】

No	6－2－①	学校間ネットワークの構築、運用
		「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（H29.10.18 文部科学省策定）」に基づき、各学校を WAN 回線で接続し、センターサーバーをデータセンターに設置してファイルの共有化及びセキュリティ等の一元管理を行うネットワークを構築、運用するためには学校間ネットワークの早期構築を目指します。
担当課		学務課

No	6－2－②	統合型校務支援システムの導入
		教職員の校務効率化を推進するために、学校間ネットワークの構築と併せて統合型校務支援システムを早期に導入して、各学校間でメールや掲示板等による情報共有を図るとともに、学籍管理、成績管理、保健管理等をシステム化していきます。
担当課		学務課

No	6－2－③	ICT 環境整備
		「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針（H29.12.26 文部科学省策定）」に基づき、児童・生徒の学習用タブレット端末等を計画的に更新・配備していくように努めていきます。
担当課		学務課

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

- 1 コミュニティ・スクールの充実
- 2 立川市民科の充実
- 3 情報発信

基本施策8 幼保小中連携の推進

- 1 小中連携
- 2 幼保小連携

基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

- 1 安全教育に関する活動の支援

【基本施策7】ネットワーク型の学校経営システムの構築

「施策の目的」

地域や社会の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域の人的・物的資源を活用し、学校と家庭・地域の連携した教育を推進します。より一層のネットワーク型学校経営システムの構築を図り、児童・生徒がまちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする意欲を高める事業を開拓します。

【現状と課題】

平成31（2019）年度にコミュニティ・スクールが全校で実施され、学校運営協議会が設置されました。職場体験の協力箇所、学校への協力者は増加傾向にあります。また、意識調査による小学生の地域貢献度は、平成26（2014）年度と比較すると上昇傾向にありますが、平成30（2018）年度から平成31（2019）年度にかけてはやや低下しています。

各中学校区における小中連携教育活動の推進に向けた活動支援はもとより、研修や地域コーディネーターの育成などにも取り組みます。

また、郷土学習及びキャリア教育を関連付けたカリキュラムとして「立川市民科」を実施し、地域との連携により次代のまちを担う子どもの育成を図ります。

【施策の展開】

1 コミュニティ・スクールの充実

地域や立川市にある資源を授業や児童・生徒支援に積極的に導入し、地域と連携した教育活動を一層推進します。

【取組項目】

No	7-1-①	地域学校協働本部
児童・生徒の学習支援や学校生活支援、教育活動支援の充実に向けて、より多くの地域の人々や団体等が参画するとともに、ネットワークを形成するためのコーディネート機能を強化し、活動の幅を広げ、継続的に実施できるように支援します。		
担当課	指導課、生涯学習推進センター	

No	7-1-②	大学・研究機関との連携
立川市立学校における学習支援や児童・生徒の学校生活支援などに大学生等を活用するとともに、大学や研究機関の教育力を活用した教員研修・研究活動の充実を図るために、諸機関との連携を積極的に進めます。		
担当課	指導課	

No	7-1-③	コミュニティ・スクールの充実
学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。		
担当課	指導課	

No	7-1-④	学校支援ボランティアの積極的な活用
多様な教育活動や学校環境整備等、学校のニーズに合わせて、家庭や地域の力を生かし、子どもたちの健やかな成長を支えていきます。		
担当課	指導課、生涯学習推進センター	

2 立川市民科の充実

まちと主体的に関わり、まちに貢献しようとする児童・生徒を育成し、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現できるように立川市民科の充実を図ります。

【取組項目】

No	7-2-①	職場体験学習の充実
地域社会の様々な事業所で、職業の現場を体験させることで、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培うことができる教育活動を支援します。		
担当課	指導課	

No	7-2-②	夢未来ノート キャリア教育
特別活動や総合的な学習の時間を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐキャリア教育を推進します。		
担当課	指導課	

No	7-2-③	立川市民科の充実（救急救命講習 多摩シビックプライド）
「立川に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども」の育成を目指したカリキュラム「立川市民科」を総合的な学習の時間等に位置付け、中学校区において9年間を見通した学習活動として指導を行い、次代のまちを担う人材の育成に取り組みます。		
担当課	指導課	

3 情報発信

学校公開やホームページ内容の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。

【取組項目】

No	7-3-①	開かれた学校づくり推進
学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事の積極的な公開に努めます。また、学校ホームページを活用したきめ細かい情報発信に努めます。		
担当課	指導課	

No	7-3-②	学校公開・授業公開
学校の1日の様子を保護者・地域、また入学予定の方々に、児童・生徒や教職員の様子、学習環境等を見ていただき、学校教育への理解と関心を高めていただけるように努めます。		
担当課	指導課	

No	7-3-③	学校評価
学校の教育活動その他の学校運営について評価を行い、結果等を広く保護者等に公表していくことで、学校の状況に関する共通理解をもつことにより、相互の連携協力の促進を図るとともに、児童・生徒がよりよい教育活動を享受できるよう学校采井の改善と発展を目指します。		
担当課	指導課	

【基本施策8】幼保小中連携の推進

「施策の目的」

子どもたちの発達や学びの連続性を保障するために、幼保小連携・小中連携による教育活動を推進します。各学校・園が連携した教育課程の改善や相互交流等を充実し、校種間の連携や接続の改善を図る事業を展開します。

【現状と課題】

小中連携、幼保小連携による教育活動、研修等の実施回数は増加しています。就学支援シートによる児童・生徒の引継ぎも定着を図れました。

幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校への円滑な就学を図るために、交流活動及び連携体制の充実を図り、小1問題、中1問題の解消に努めます。

【施策の展開】

1 小中連携

中1プロブレムの解消に向けて、連携体制の充実を図ります。

【取組項目】

No	8-1	校区小中学校の連携
中学校区を単位とした教育ビジョンの共有化による学校経営及び義務教育9年間を通じた教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進体制づくりを行います。また、中学校授業体験や部活動体験を推進し、中1プロブレムの解消に努めます。		
担当課	指導課	

2 幼保小連携

小学校への就学に際して、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図る体制づくりを進めるとともに、小1プロブレムの解消を図ります。

【取組項目】

No	8-2	幼稚園、保育園との交流
教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流したりするなど、相互交流活動を意図的・計画的に行うとともに、教職員間の交流や研修等を実施し、円滑な接続を図る取組を推進します。また、連携体制の充実により、小1プロブレムの解消に努めます。		
担当課	指導課	

【基本施策9】児童・生徒の安全・安心の確保

「施策の目的」

児童・生徒の登下校の安全確保は最重要施策であり、交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

学校へのアンケートやPTAへの聞き取りによると、交通安全教室や登下校の見守り活動を維持していくための人手を確保することが課題であり、負担との意見が多くあります。しかし、昨今の凶悪事件・事故の発生から鑑みると、児童・生徒の登下校の安全確保は最重要課題であり、そのための見まもり活動等の推進には、家庭や地域と行政が一体となって協働していくことが不可欠です。今後も運営に係る課題等について解決策を検討しつつ、引き続き事業を継続していきます。

全小学校で立川警察署と連携し「自転車運転免許制度」に取り組んでいます。また、中学校では、在学中に1度経験させることをねらいとして、毎年3校がスクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施し、スタントマンが交通事故を再現することで、交通ルールの必要性について考えさせる取組を実施しています。

各地域と学校が連携して、合同防災訓練を実施し、災害に対する知識理解とともに、危機回避能力の向上を図っています。

今後は、学校と家庭、地域等が協力し、児童・生徒を守る取組を推進するとともに、児童・生徒が、地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高め、自助・共助の力を育む教育を推進します。

【施策の展開】

1 安全教育に関する活動の支援

通学路の安全安心を確保するとともに、児童・生徒が、身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力の育成を図ります。

【取組項目】

No	9-1-①	通学路の安全・安心
児童・生徒の登下校時の安全を確保するために、平成30年度に策定した「立川市通学路安全プログラム」に基づき、3年に1回周期で行政・警察等庁内外関係機関・学校・PTAによる全小学校区の危険箇所の点検、地域団体等による見守り活動を実施します。また、平成29年度に各小学校区5台の配置が完了した防犯カメラの維持、整備をしていきます。		
担当課	学務課、指導課	

No	9－1－②	生活安全
安全に対する意識やルールを守る必要感をもたせるために、全校でセーフティ教室や薬物乱用防止教室等を実施するとともに、携帯電話やスマートフォン等使用時の安全について理解を図るよう努めています。		
担当課	指導課	

No	9－1－③	交通安全
学校、PTA、交通安全協会、警察等と連携し、交通安全教室を実施するとともに、自転車に関するルールとマナーを身に付けることを目的に、小学校3年生を対象にした「自転車運転免許制度」を取り組みます。また、中学校を対象にスクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施するなど、様々な交通場面における危険と安全についての理解を図るよう努めています。		
担当課	指導課、学務課	

No	9－1－④	災害安全
地域の防災について考えるとともに、自助のために必要な知識と共に助るために必要な心を育てます。また、避難訓練等を通して、火災や地震災害、気象災害等、様々な災害発生時における危険とその対処についての理解を図るよう努めます。		
担当課	指導課	